

保存樹の指定の解除について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第4項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり保存樹の指定の解除について意見を求めます。

記

- 1 指定番号 第62号  
指定年月日 昭和49年10月11日  
指定別 並木  
樹種 ケヤキ（ニレ科）  
本数 2本  
所在地 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下地内  
解除理由 樹幹の著しい腐朽等により人や住家への危害を及ぼすおそれがあるため。
- 2 指定番号 第93号  
指定年月日 昭和49年10月11日  
指定別 貴重

樹 種 イチイ (イチイ科)

本 数 1 本

所 在 地 秋田市飯島字天ノ袋地内

解 除 理 由 枯 死

**3 指 定 番 号 第97号**

指 定 年 月 日 昭和49年10月11日

指 定 別 単 独

樹 種 シダレザクラ (バラ科)

本 数 2 本

所 在 地 秋田市千秋北の丸地内

解 除 理 由 幹枯れ等により人への危害を及ぼすおそれがあるため。

**4 指 定 番 号 第218号**

指 定 年 月 日 昭和58年2月1日

指 定 別 単 独

樹 種 アカマツ (マツ科)

本 数 1 本

所 在 地 秋田市保戸野中町地内

解 除 理 由 相続に伴い、土地を売却するため。

5 指 定 番 号 第 2 2 2 号

指 定 年 月 日 昭 和 5 9 年 3 月 2 8 日

指 定 別 単 独

樹 種 クロマツ (マツ科)

本 数 1 本

所 在 地 秋 田 市 八 橋 字 大 道 東 地 内

解 除 理 由 枯 死